令和７年度ＵＩＪターン就業・創業移住支援事業に係る
マッチングサイト運営業務委託仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行うＵＩＪターン就業・創業移住支援事業に係るマッチングサイト運営業務を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

１　目　的

今般、国において、東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的として、移住先の地方公共団体がデジタル田園都市国家構想交付金を活用して移住者に対し支援金を支給することを可能とする事業（以下当該事業と関連する事業を含め、「マッチング支援事業等」という。）が設けられていることを踏まえ、長野県内での移住促進、人材不足対策を一層進めていくため、魅力ある企業の情報を県内外に広く提供し、求職者（特に東京圏）に実際に届き、移住につなげる求職・求人マッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）の運営を行う。

２　業務名

令和７年度ＵＩＪターン就業・創業移住支援事業に係るマッチングサイト運営業務委託

３　委託期間

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までとする。

４　契約書（案）

別添のとおり

５　業務内容

受託者は、本仕様書に記載された作業内容や各要件を参照の上、以下に関し必要な作業を実施すること。

⑴　求人情報等収集・更新支援

県が選定した県内事業者に対し、次の業務の流れのイメージで、求人の募集をし、収集した求人票を審査・補正し、求人データベースを作成し、可能な限りリアルタイムに更新すること。

上記の内容を、次のとおり、監督職員等と協議の上、決定し、実施すること。

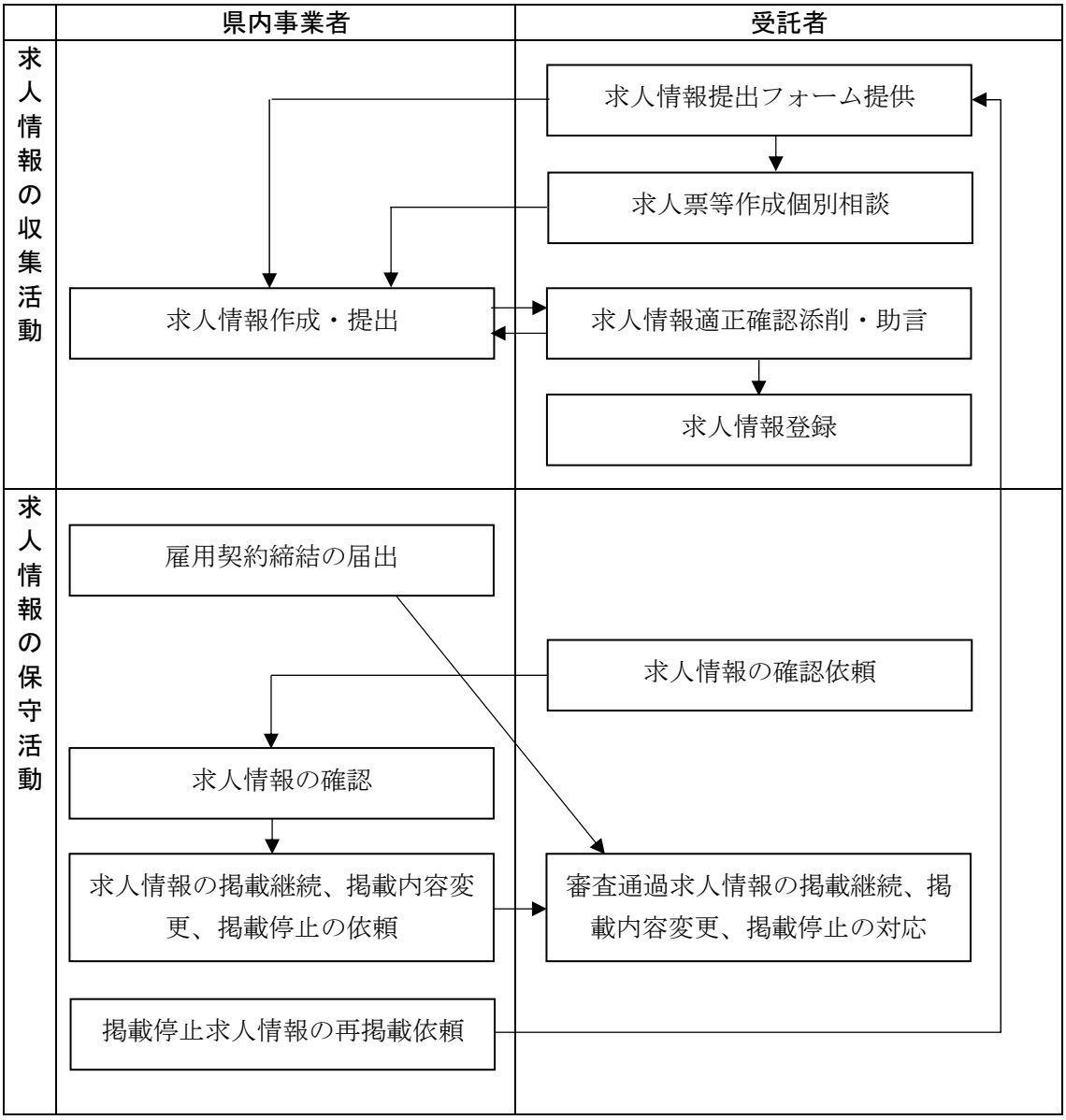

ア　対象

県内事業者

イ　作業内容

①実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。

②県内事業者に対し、マッチングサイトに掲載する求人を、費用対効果の優れた手法により継続的に募集し、求人掲載及び移住支援金対象事業者等を希望する県内事業者を増やすための広報活動等を行うこと。募集の際、求人情報等を充実し、民間求人サイトに掲載されやすくするため、求人者がハローワーク、その他民間求人サイト等に掲載している場合には、同じ内容とせず、その内容を充実するように促すこと。

③提出された求人情報等について、その内容が適正であるか否か確認し、添削を行うこと。また、適正となった求人情報等を求人情報等データベースに記録すること。

④求人データベースに記録されたデータ及びマッチングサイトに掲載された求人情報等

について、当該情報が陳腐化しないよう内容に変更がないことを定期的に確認し、変更があった場合には可能な限りリアルタイムに更新をして、適切な管理を行うこと。また、雇用契約締結の届け出、情報更新などによる掲載停止依頼があった場合にはその対応を行うこと。

⑤当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチング支援事業等を運営するうえで改善すべき事案があったときは、速やかに改善提案を行うこと。

⑵　求人票等作成個別相談対応

マッチングサイトへ求人情報の掲載を希望する県内事業者に対し、その要請に応じて、求人票等の作成に関し相談対応を行うこと。なお、その際、県内の中小企業等の魅力や特徴を把握している地域金融機関や商工会議所等の活用を検討すること。

上記の内容を、次のとおり、監督職員等と協議の上、決定し、実施すること。

ア　対象

長野県が選定した県内事業者に対して行うこと。

イ　作業内容

①求人票等作成個別相談を希望する県内事業者に対し、問合せ対応、希望の申し出の受付等の連絡調整を行うこと。

②求人票等作成個別相談を希望する県内事業者に対し、求人に係る事業内容、事業実績、保有技術、求人内容、雇用条件等をヒアリングし、魅力ある求人となるよう指導すること。

③当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチング支援事業等を運営するうえで、改善すべき事案があったときは速やかに改善提案を行うこと。

６　作業の実施体制・方法に関する事項

本事業の受託者は、次のとおり、各作業内容について、必要な体制要件を具備していること。

作業内容	必要な体制の要件
⑴求人情報等収集・更新支援	次の全ての要件を具備すること。 ①求人情報の取扱いに関する実績・経験があること。 ②有料職業紹介免許保持事業者であること又は少なくとも公益社団法人全国求人情報協会が主催する求人広告取扱者資格を有する者が体制に１名以上組み込まれている者であること。
⑵求人票等作成個別相談	次のいずれかの要件を具備すること。 ①地方の中小企業等との取引実績等を通じて、当該企業の技術力、販売力、成長性等の経営実態を十分に把握し、地方創生カレッジ「求人票作成講座」の受講などを通して、求人票等作成個別相談に向けた体制整備を行っていること。 ②有料職業紹介免許保持事業者であること又は公益社団法人全国求人情報協会が主催する求人広告取扱者資格を有する者が体制に１名以上組み込まれている者であること。

7　作業の実施に関する事項

⑴　機密保持、資料の取扱い

本事業に係る情報セキュリティ要件は次のとおりである。

①受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。

②業務上知り得た情報について、委託した業務以外の目的で利用し、又は第三者への開示や漏えいをしないこと。

③受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告すること。また、その損害に対する賠償等の責任を負うこと。

④業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、本事業終了後に、返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

⑤適切な措置が講じられていることを確認するため、発注者の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は発注者による実地調査が実施できるようにすること。

⑵　個人情報の取扱い

個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の取扱いに係る事項については、長野県と協議の上決定し、書面にて提出すること。

①本事業の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受託者はその旨を証明する書類を提出し、長野県の了承を得た上で実施すること。

②個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容を破棄・消去を実施し、「(1)機密保持、資料の取扱い」④と同等の措置を講ずること。なお、受託者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。

③受託者は、本事業を履行する上で個人情報の漏えい等、安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。

④個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

⑶　その他留意事項

①本事業の遂行に当たっては、個人情報保護法、景表法、下請法等を遵守し履行すること。

②制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

③本事業に関する所有権や著作権は原則として全て県に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物

についての当該権利を非独占的に使用できることとすること。

８　事業完了後の提出書類

本事業終了後、令和８年３月 31 日までに以下の書類を県に提出すること。

⑴　業務委託完了報告書：Ａ４判　カラー刷　１部

⑵　上記の他、受託者が委託業務を実施するに当たり作成した資料又は完成した書類等のうち、県が必要と認めたもの。（電子データファイルを含む）

９　その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑問が生じたときは、長野県産業労働部労働雇用課に協議しなければならない。

10　附属文書

別紙　移住支援金の対象として選定される事業者及び求人

別紙

移住支援金の対象として選定される事業者及び求人

移住者が移住支援金の支給対象となるためには、以下の1に示す要件を満たす事業者による、2に示す要件を満たす求人に応募し、就業する必要がある。

1　事業者に関する要件

以下のすべての要件を満たす法人であることが求められる。

・官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

・資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

・みなし大企業※1でないこと。

・本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏のうち条件不利地域※2以外を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

・雇用保険の適用事業主であること。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

2　求人に関する要件

以下の要件を満たす求人であることが求められる。

・週 20 時間以上の無期雇用の求人であること。

※1：以下のいずれかに該当する法人をいう。

・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

・ 資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金 10 億円未満の法人

※2：次の①～⑤のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村のうち、政令市を除いた市町村をいう。

①過疎地域自立促進特別措置法（一部過疎を含む）、②山村振興法、③離島振興法、

④半島振興法、⑤小笠原諸島振興開発特別措置法